

行政評価の見直しについて

＜現行の行政評価対象の選定基準＞

・毎年度の決算書と併せて議会に提出している「主要事業の成果」にて報告を予定している事業のうち、主に法定受託事務を除くもの。

長久手市行政評価実施要領（抜粋）

（行政評価の対象事業）

第2条 行政評価の対象は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第5項に定める主要な施策に係る事業（以下「主要事業」という。）を基本とし、行政評価主管課が実施の都度定める。

（参考）平成25年度事業における、主要事業の成果と行政評価事業の数

主要事業の成果		行政評価	
事業	事業項目	事業	事務事業
194	296	128	308

※行政評価からは除外されている主な事業

- ・自治基本条例策定事業
- ・幸福度指標調査事業
- ・統計調査事務
- ・職員の任免・職員数に関する事務事業
- ・庁内サーバ等管理業務
- ・ホームページ作成システム更新業務
- ・情報公開・個人情報保護事業
- ・入札管理事業
- ・基金の組換え
- ・地方債の借入・償還事務
- ・住民基本台帳事務
- ・収納事務
- ・塵芥処理事業
- ・農業委員会に関する業務
- ・生活保護事業
- ・介護保険給付
- ・要介護認定調査事務
- ・建築指導に関する事業
- ・消防訓練
- ・議会だよりの発行
- ・政務活動費の交付
- ・指定金融機関派出手数料 など